

壮瞥町
新型インフルエンザ等対策行動計画
(改 正 版)

令和8年3月

北海道壮瞥町

はじめに

「壮警町新型インフルエンザ等対策行動計画」は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第8条の規定に基づき、感染症危機が発生した場合に、町民の生命及び健康を保護し、生活・社会経済活動に及ぼす影響を最小にすることを目的に策定した計画である。

これまでも、国や道において特措法第6条、第7条に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」が策定されたことを受け、壮警町も平成26年に行動計画を策定し、新型インフルエンザ等に関する取組を進めてきた。

令和2年には、新型コロナウイルス感染症が感染拡大し、広く国民の生命及び健康が脅かされ、生活及び社会経済活動は大きく影響を受けた。

今般、国は、新型コロナ対応で明らかになった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、令和6年7月に政府行動計画の抜本的な改定を行った。それに伴い、道でも令和7年3月に行動計画の改定が行われた。

壮警町では、国や道の行動計画との整合性を図りつつ、さらに新型コロナ対応の経験を踏まえ、感染症専門家など、幅広い分野の有識者から意見を伺いながら、行動計画を改定し、次なる感染症危機が将来必ず到来するとの認識のもと、行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

目 次

第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	P 2
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方等	P 2
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	P 2
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	P 2
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	P 3
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	P 5
第5節 対策推進のための役割分担	P 7
第2章 新型インフルエンザ等対策項目と横断的視点	P10
第1節 町行動計画における対策項目等	P10
第3章 町行動計画の実効性確保等	P12
第1節 町行動計画の実効性確保	P12
第2節 町対策行動計画等	P12
第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	P13
第1章 実施体制	P13
第1節 準備期	P13
第2節 初動期	P13
第3節 対応期	P14
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	P15
第1節 準備期	P15
第2節 初動期	P15
第3節 対応期	P16
第3章 まん延防止	P17
第1節 準備期	P17
第2節 初動期	P17
第3節 対応期	P17
第4章 ワクチン	P19
第1節 準備期	P19
第2節 初動期	P20
第3節 対応期	P21
第5章 保健	P23
第1節 準備期	P23
第2節 初動期	P23
第3節 対応期	P23
第6章 物資	P24
第1節 準備期	P24
第2節 初動期	P24
第3節 対応期	P24
第7章 町民の生活及び地域経済の安定の確保	P25
第1節 準備期	P25
第2節 初動期	P26
第3節 対応期	P26

第 1 章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方等

＜第 1 節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略＞

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。ほとんどの人が免疫を取得していない新型のウイルスが出現することにより、世界的な大流行（パンデミック）になることが懸念される。病原性が高く、長期的かつ広く蔓延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねないものであり、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を町政の危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、以下の 2 点を主たる目的として対策を講じていく必要がある¹。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命や健康を保護

- ・ 初期段階において感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせることにより、医療体制整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・ 流行ピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制の負荷を軽減するとともに、治療が必要な患者が、適切な医療を受けられるように最新の情報を提供する。
- ・ 適切な医療提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化

- ・ 地域での感染拡大防止対策により、欠勤者等の数を減らす。
- ・ 町民生活及び社会経済の安定を確保する。
- ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は町民生活や社会経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

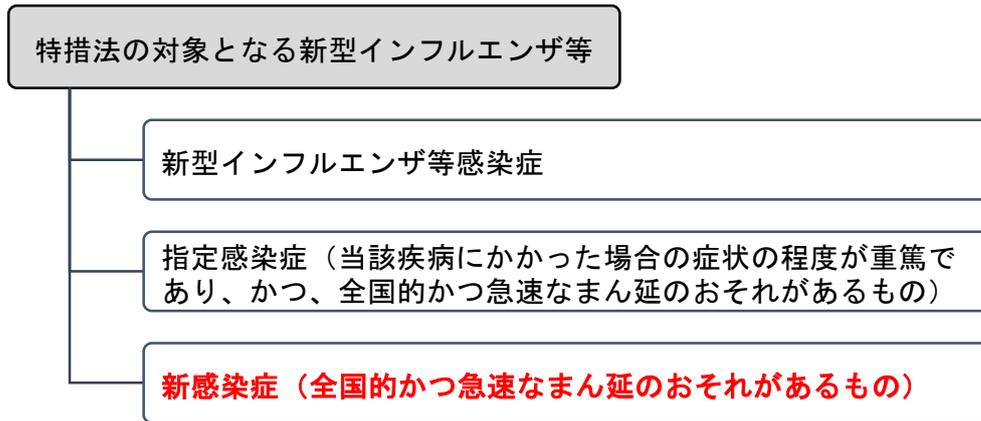
＜第 2 節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方＞

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症のパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行う事は、大きなリスクを背負うことになりかねない。壮警町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）においては、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするものでなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、図表 1 のとおり様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すものとしている。

このことから、当町においては国や道の対策を視野に入れながら、当町の地理的な条件、社会状況、医療体制等を考慮しつつ、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、図表 2 のとおり、一連の流れを確立するものとする。

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 1 条

図表 1



図表 2

	準備期（平時） ＜備えを強化＞	初動期 ＜迅速な対応＞	対応期 ＜特措法に基づく措置＞			
対策本部	国内外における新型インフルエンザ等の発生情報を探知するまで	政府対策本部が設置され、基本的対処方針が実行されるまで <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 壮警町新型インフルエンザ等対策連絡本部（根拠：対策本部条例） </div>	基本的対処方針が実行されて以降 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 壮警町新型インフルエンザ等対策連絡本部（根拠：特措法） </div> →状況により解散			
対応	<ul style="list-style-type: none"> ワクチン接種体制の整備 町民への感染症の普及啓発 D X 化の推進※ 人材育成 実践的な訓練の実施による対応体制の点検 	<ul style="list-style-type: none"> 国、道との情報連携 ワクチン接種の実施 速やかな保健医療体制の整備に向けた調整 町民への注意喚起の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 国の対応に準じ、施設の使用制限を実施 ワクチン、治療薬、検査体制などの医療体制の整備 感染状況に応じた情報提供 			
新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組						
①実施体制	②情報提供等	③まん延防止	④ワクチン	⑤保健	⑥物資	⑦住民の生活
準備期	準備期	準備期	準備期	準備期	準備期	準備期
初動期	初動期	初動期	初動期	初動期	初動期	初動期
対応期	対応期	対応期	対応期	対応期	対応期	対応期

※ IT 技術等のデジタル技術を駆使して、業務プロセスや事業内容を改革すること。

＜第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ＞

1 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。

③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。

④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや、対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定にあたっては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等²）のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第2部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

2 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、前記の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

図表 3

	時期	有事のシナリオ
準備期	発生前の段階	水際対策の実施体制構築に係る国や道との連携、地域における医療提供体制の整備や、町民等に対する啓発、DXの推進や人材育成など、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を行う。
初動期	初動期	感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。 壮警町新型インフルエンザ等対策連絡本部を設置し、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
対応期	封じ込めを念頭に 対応する時期	政府対策本部及び北海道新型インフルエンザ等対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する。
	病原体の性状等に 応じて対応する時 期	感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
	ワクチンや治療薬 等により対応力が 高まる時期	ワクチンや治療薬の普及により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する）。ワクチン接種を希望する町民が速やかに接種を受けられるよう、接種体制を構築し、接種を推進する。
	特措法によらない 基本的な感染症対 策に移行する時期	最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策に移行する。

2 薬剤感受性とは、感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。

<第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項>

新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の適確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、以下の点に留意する。

1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には、平時からの体制づくりが重要である。このため、以下の取組により、平時の備えの充実を進め、実践的な訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

(1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を、関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(2) 迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が道内で発生した場合も含め、様々なシナリオを想定し、初発の感染事例を探知した後、速やかに初動対応に動き出せるよう体制整備を進める。

(3) 関係者や町民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を、広く感染症対策に携わる関係者や町民等と共有するとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

(4) ワクチンやリスクコミュニケーション等の備え

有事の際の速やかな対応が可能となるよう、ワクチン接種体制の構築やリスクコミュニケーション等※について、平時からの取組を進める。

※ 行政・専門家・企業・住民などの関係者間で社会を取り巻くリスクに関する正確な情報を共有し、相互に意思疎通を図ること。

(5) DXの推進や人材育成等

DXは、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、国や道との連携の円滑化等を図るために必要不可欠である。

そのため、DXの推進や人材育成等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取り組みを進める。

2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策にあたっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により、町民の生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、国及び道と連携して、以下の取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、町民の生命及び健康の保護と生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(1) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や、社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

(2) 町民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策にあたっては町民等の理解や協力が最も重要である。このため、こどもを含め様々な年代の町民等の理解を深めるため、平時より感染症に対する情報提供・共有を行い、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける町民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

(3) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切り替えにあたっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。国や道と連携し、可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

3 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、基本的人権を尊重し、特措法による要請や行動制限等の実施にあたって、町民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする³。

新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、町民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療従事者等（福祉・介護従事者等も含む）に対する誹謗中傷等の偏見・差別は、人権侵害であるとともに、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点からも、防止すべき課題である。感染症危機にあっても、町民の安心を確保し、社会的分断が生じないよう取り組む。

4 関係機関相互の連携協力の確保

壮瞥町新型インフルエンザ等対策本部⁴は、政府対策本部⁵及び道対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。必要がある場合には、総合調整を行うよう道に要請する。道はその要請趣旨を尊重し、必要な場合は速やかに所要の総合調整を行う⁶。

3 特措法第22条 4 特措法第34条 5・6 特措法第24条第1項及び第36条第2項

5 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障がい者施設といった社会福祉施設等において必要となる対応について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

6 感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄等を進め、避難所施設の確保や、自宅療養者などの避難のための連携体制整備を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国及び道と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

7 記録の作成や保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成及び保存し、公表する。

<第5節 対策推進のための役割分担>

1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、対策を適確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を、適確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する⁷。

又、国は新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

国は新型インフルエンザ等の発生時では、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国民や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

2 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国が決定した基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を適確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する⁸。

【道】

道は、特措法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国が決定した基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し適確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を整備するなど、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について計画的に準備を行う。

これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

7 特措法第3条第1項

8 特措法第3条第4項

【町】

町は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、国が決定した基本的対処方針に基づき、適確に対策を実施することが求められる。対策の実施にあたっては、道や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

3 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から医療機関は新型インフルエンザ等の発生前から地域における医療提供体制の確保のため、道と医療措置協定の締結、院内感染対策の研修や訓練の実施、個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた業務継続計画の策定、連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療措置協定に基づき、道からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

4 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は特措法に基づき⁹新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

5 登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療提供の業務又は国民生活及び社会経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行い、発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める¹⁰。

6 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

新型インフルエンザ等の発生時には感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため¹¹、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努めるなど、対策を行う必要がある。

9 特措法第 3 条第 5 項

10 特措法第 4 条第 4 項第 3 項

11 特措法第 4 条第 1 項及び第 2 項

7 町民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスクの着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）など、個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める¹²。

第2章 新型インフルエンザ等対策項目と横断的視点

<第1節 町行動計画における対策項目等>

1 町行動計画の主な対策項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民の生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。以下の7項目ごとに、準備期、初動期及び対応期に分けて、その考え方及び具体的な取組を行う。詳細事項は「第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」から記載してしている。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 町民生活及び社会経済の安定確保

2 対策項目ごとの目標

町行動計画の主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現にあたって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、対策項目に示している7項目の目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を講ずることが重要である。

3 複数の対策項目に共通する横断的な支援

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下の①から③までの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。それぞれ考慮すべき内容は以下のとおりである。

- ① 人材育成
- ② 道、国及び町の連携
- ③ DXの推進

① 人材育成

多くの職員が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、新型コロナ対応の経験を有する者の知見を他の職員にも共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることも重要である。災害対応等における全庁体制等の近接領域でのノウハウや知見の活用も行いながら、必要な研修及び訓練や人材育成を進めることにも取り組む。

② 道、国及び道の連携

国と地方公共団体との適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それを基に、道は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保をはじめとした多岐にわたる対策の実施を地域の実情に応じて行う。また、町は住民に最も近い行政単位として予防接種や町民の生活支援等の役割が期待されている。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、町、国及び道の連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。さらに、新型インフルエンザ等の発生時は道との連携、保健所と保健センター間の連携も重要であり、こうした広域的な連携についても、平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要である。

③ DXの推進

近年、取組が進みつつあるDXは、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほか、研究開発への利用等のデータの利活用の促進により新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。国は、DX推進の取組として、接種対象者の特定や接種記録の管理等の予防接種事務のデジタル化及び標準化による全国ネットワークの構築、電子カルテ情報の標準化等に対応していくとともに、国と地方公共団体、各地方公共団体間、行政機関と医療機関等との間の情報収集・共有、分析の基盤を整備していくことが重要である。

第3章 町行動計画の実効性確保等

＜第1節 町行動計画の実効性確保＞

1 新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持

町行動計画は、平時の備えをより万全なものにするための手段であり、国や道の行動計画が改定された際は、町行動計画も適宜必要な見直しを行い、改定後も継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものであるため、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

医療機関や関係機関・団体、町民や事業者等が幅広く関係した新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運（モメンタム）の維持を図る。

2 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。町、国及び道は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が、関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

3 定期的なフォローアップと必要な見直し

国においては、概ね6年ごとに政府行動計画の改定について必要な検討を行い、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとしている。町は、政府行動計画及び道行動計画の改定を踏まえて、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、必要に応じ、町行動計画の見直しを行う。

なお、上記の期間にかかわらず、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、その対応経験を基に政府行動計画等が見直されることから、必要に応じ、町行動計画について所要の見直しを行う。

＜第2節 町行動計画等＞

道は、町の行動計画の見直しにあたって、町との連携を深める観点から、行動計画の充実に資する情報の提供等を行うこととしており、町は、道から提供される情報を踏まえ、町における取組を充実させる。

第1章 実施体制¹³

【目標】

感染症危機は、町民の生命及び健康や生活、社会経済活動に広く大きな被害を及ぼすことから、危機管理の問題として取り組む必要がある。このため、町においては平時から、関係機関において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高める。また、新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に迅速な情報収集・分析を行い、的確な政策判断とその実行に繋げていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護し、町民生活と社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

<第1節 準備期（平時）>

1-1. 町行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 町は、町行動計画を作成するとともに、必要に応じ変更する。また、町行動計画を作成又は内容を変更する際には、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く¹⁴。
(保健福祉対策班)
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生時において、先の新型コロナウイルス感染症流行時を参考に、強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図る。
(総務対策班)
- ③ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる保健衛生部門の専門人材の確保及び養成を行う。
(保健福祉対策班)

1-2. 実践的な訓練の実施

町は、町行動計画及び町行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。
(保健福祉対策班)

1-3. 国及び地方公共団体等の連携の強化

- ① 町は、国、道及び指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
(保健福祉対策班)
- ② 町、道及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、地域の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。
(全部局)

<第2節 初動期>

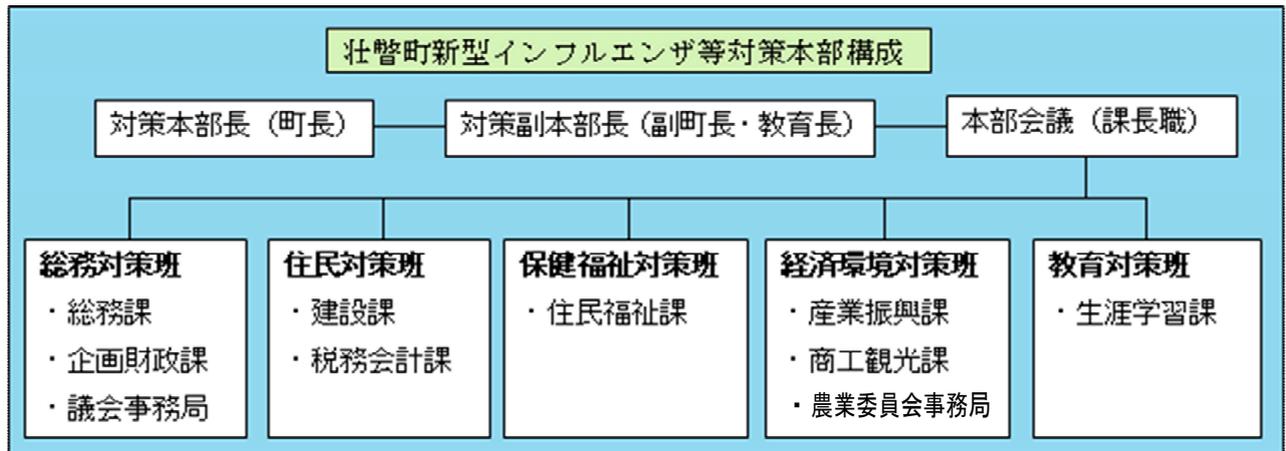
2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 政府対策本部が設置され¹⁵、直ちに道が道対策本部を設置した場合において、町は必要に応じて対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。(図表4)
(総務対策班)
- ② 町は必要に応じて、必要な人員体制の強化が可能となるよう全庁的な対応を進める。
(全部局)

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援¹⁶の下、必要となる予算を迅速に確保し、機動的かつ効果的な対策を実施する。
(総務対策班)

図表4 壮瞥町新型インフルエンザ等対策本部



<第3節 対応期>

3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。 (全部局)

3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 町は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、道に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行¹⁷を要請する。 (総務対策班)
- ② 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は道に対して応援を求める。¹⁸ (総務対策班)

3-1-2. 必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援¹⁹を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保²⁰し、必要な対策を実施する。 (総務対策班)

3-2. 町対策本部の設置と廃止

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに対策本部を設置する²¹。また、当該区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う²²。

また、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく対策本部を廃止する²³。 (総務対策班)

17 特措法第26条の2第1項 18 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

19 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

20 特措法第70条の2第1項

21 特措法第34条第1項（なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、町は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。）

22 特措法第36条第1項

23 特措法第37条の既定により読み替えて準用する特措法第25条

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション²⁴

【目標】

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要がある、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、それぞれが適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、町は平時から町民等の感染症に対する意識を把握し感染症危機に対する理解を深めるとともに、道や関係団体とも連携し、想定される事態を備え可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行い、町民等が適切に判断・行動できるよう、情報提供・共有等を行う。

<第1節 準備期（初動）>

1-1. 平時における町民等への情報提供・共有

町は、平時から感染症に関する基本的な情報や対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い等）に関する情報や、発生時にとるべき行動等について、町民等の理解を深めるため、各種媒体を活用した情報提供・共有を行い、有用な情報源として認知度・信頼度が一層向上するよう努める。 （総務対策班・教育対策班）

また、国からの要請を受けて、保健センターを核とした相談窓口等の設置準備をはじめ、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいた体制整備を進める。 （保健福祉対策班）

<第2節 初動期>（以下、保健福祉対策班）

2-1. 情報提供・共有について

2-1-1. 町における情報提供・共有について

町は、国や道から示される感染症の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、町民に対し、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供や相談受付等を実施する。

2-1-2. 道と町の間における情報提供・共有について

町は、新型インフルエンザ等発生の状況、動向及び原因に関する道の情報公開に関し、当該情報に関する町民等の理解の増進に資するため必要があると認めるときは、道の求めに対し必要な情報を提供する。

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

町は、感染症対策を円滑に進めていく上で、町民等の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、相談窓口等の設置により、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。

24 特措法第8条第2項第2号イ

<第3節 対応期>（以下、保健福祉対策班）

3-1. 情報提供・共有について

3-1-1. 町における情報提供・共有について

町は、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、町民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

3-1-2. 道と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町は、初動期に引き続き、町民にとって最も身近な行政主体として、きめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や相談受付等を実施する。また、新型インフルエンザ等の患者の健康観察及び生活支援に関し、道からの要請を受けて、必要な協力を行う。

3-2. 双方向のコミュニケーションの継続

町は、国からの要請を受けて、町民の相談窓口等の設置を継続する。

第3章 まん延防止²⁵

【目標】

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、町民の生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。

国から示される対策の切替えの判断の指標に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置の実施や緊急事態措置が実施された場合、事業者や町民への周知などの必要な協力を行う。

<第1節 準備期（平時）>

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

① 町及び学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、国や道が設置した相談窓口連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用など咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

（総務対策班・教育対策班）

② 新型インフルエンザ等のまん延防止のため、特に特定の地域で集団発生や原因不明の感染症が発生した場合に迅速な対応が行えるよう、平時から道及び医療関係団体と連携を図る。

（保健福祉対策班）

<第2節 初動期>

2-1. 町内でのまん延防止対策の準備

町は、町内におけるまん延に備え、資源制限下であっても感染症対策等の業務を適切に行うため、業務の執行体制や対応手順、業務継続に必要な資源の確保等を予め定め、対応の準備を行う。

（保健福祉対策班）

<第3節 対応期>

3-1 患者や濃厚接触者以外の町民に対する要請等

3-1-1. 外出等に係る要請への対応

国や道が発出するまん延防止等重点措置や緊急事態措置等対策方針に基づき、生命や健康を保護するため、感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛等において、町民への周知を行うなどの必要な協力を行う。

（総務対策班・保健福祉対策班）

3-1-2. 基本的な感染対策に係る要請等への対応

町は、国や道が実施する基本的な感染対策、時差出勤、テレワーク、オンライン会議の活用等の取組の要請について、事業者や町民への周知など必要な協力を行う。

（全部局）

25 特措法第8条第2項第2号ロ

3-2 事業者や学校等に対する要請

3-2-1. 営業時間の変更や休業要請等

道は、国から示される対策の切替えの判断の指標に基づき必要に応じて、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要があるとした場合、営業時間の変更や、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請を行うこととし、町は、事業者や住民への周知など必要な協力を行う。（総務対策班、経済環境対策班、教育対策班）

3-2-2. まん延の防止のための措置の要請

道は、必要に応じて、上記 3-2-1 のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずることを要請するものとし、町は、事業者や住民への周知など必要な協力を行う。（総務対策班、経済環境対策班、教育対策班）

3-2-3. その他の事業者に対する要請

- ① 道は、国と連携し、事業者に対して、職場や従業員への感染対策を徹底することの協力要請する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診勧奨、出勤が必要な者以外のテレワーク等の配慮の協力を要請するものとし、町は事業者や住民への周知など、必要な協力を行う。（総務対策班、経済環境対策班）
- ② 道は、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まるなどの感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等を要請するものとし、町は施設の管理者等への周知など、必要な協力を行う。（総務対策班、経済環境対策班、教育対策班）

3-2-4. 学級閉鎖・休校等の要請への対応

道は、国と連携し、感染状況や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性）等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、道は、国と連携し、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み、適切に行うよう学校の設置者等に要請するものとし、一斉臨時休業の要請については、子供や保護者、社会経済活動への影響を踏まえ、慎重に検討を行う。町は、小・中学校や住民への周知など、必要な協力を行う。

（教育対策班）

第4章 ワクチン²⁶

【目標】

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、町民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

このため、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時からワクチン接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

<第1節 準備期（平時）> （以下、保健福祉対策班）

1-1. ワクチンの接種に必要な資材

町は、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

1-2. ワクチンの供給体制

町は、ワクチン供給に当たっては、地域のワクチン配送事業者のシステムへの事前登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握に努めるほか、地域の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

1-3. 接種体制の構築

1-3-1. 接種体制

町は、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制が構築できるよう、平素から地域の医師会等の関係者との協力関係を構築する。²⁷

1-3-2. 特定接種

町は、特定接種について、国が行う登録事業者の登録に協力する。
また、接種が円滑に行えるよう特定接種の対象となる新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員をあらかじめ決定するとともに、集団接種体制の構築を図る。

1-3-3. 住民接種

町は、平時から以下のとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

(ア) 町は、国等の協力を得ながら、居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

(イ) 町は、円滑な接種の実施のため、当町以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

26 特措法第8条第2項第2号ロ

27 予防接種法第6条第3項

- (ウ) 町は、速やかに接種できるよう、地域の医師会等の医療関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

1-4. 情報提供・共有

町は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係わる情報について医療機関等に共有するとともに、医療機関等と連携しながら、当該情報を活用し、町民等に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行う。

1-5. DX の推進

町は、活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。

<第2節 初動期>（以下、保健福祉対策班）

2-1. 接種体制の構築

町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

2-2. 接種体制

2-2-1. 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する町、国及び道は、地域の医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて地域の医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

2-2-2. 住民接種

- ① 町は、接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報により接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ② 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、必要な人員数の想定、リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、町及び道の関係部局が連携し行う。委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。
- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、地域の医師会、近隣市町村、医療機関などで協議を行う。あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保する。

- ⑤ 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、道の関係部局、地域の医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- ⑥ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出を行う。
- ⑦ 被接種者に重篤な副反応がみられた際、速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、医師会や消防機関の協力を得ながら、適切な連携体制を確保する。

<第3節 対応期>（以下、保健福祉対策班）

3-1. ワクチンや必要な資材の供給

- ① 町は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況を把握し、接種開始後は使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ② 町は、国からの要請を受けて、ワクチンについて、各市町村に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。
- ③ 町は、国からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。

3-2. 接種体制

町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

3-2-1. 特定接種

3-2-1-1. 特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、本人の同意を得て特定接種を行う。

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 予防接種体制の構築

- ① 町は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- ② 町は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材等を確保する。
- ③ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。

3-2-2-3. 接種に関する情報提供・共有

町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

3-2-2-4. 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市町村の関係部局や地域の医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-2-2-5. 接種記録の管理

国、道及び市町村は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3-3. 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査が行われ、特定接種の場合はその実施主体が、住民接種の場合は町がその結果に基づき給付を行う。
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた町において行う。
- ③ 町は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

3-4. 情報提供・共有

- ① 町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について町民への周知・共有を行う。

第5章 保健

【目標】

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、町民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、町民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

このため、感染症有事体制に移行するにあたっては、道からの要請を受けて必要な協力を行い、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

<第1節 準備期（初動）>（以下、保健福祉対策班）

1-1. 保健所との連携体制の構築

町は平時から室蘭保健所との連携を図り、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

<第2節 初動期>

2-1. 有事体制への移行準備

町は、保健所が感染症有事体制に移行するにあたっては、道からの要請を受けて必要な協力を行い、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

<第3節 対応期>

3-1. 有事体制への移行

町は、保健所が感染症有事体制を確立するにあたっては、道からの要請を受けて必要な協力を行う。

3-2. 主な対応業務の実施

3-2-1. 健康観察及び生活支援

- ① 町は、道からの要請を受けて、道が実施する健康観察に必要な協力を行う。
- ② 町は、道からの要請を受けて、道が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター※等の物品の支給に必要な協力を行う。

※ 皮膚を通して動脈血酸素飽和度と脈拍数を測定する装置。

3-2-2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

町は道と連携し、新型インフルエンザ等の対策等について、町民等の理解を深めるため、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方など、情報の受け手に応じた適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知・広報等を行う。

第6章 物資²⁸

【目標】

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全道的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施時に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況を確認する。

<第1節 準備期（初動）>

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等²⁹

① 町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する³⁰。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる³¹。（総務対策班、保健福祉対策班）

② 消防機関は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具について必要な備蓄を進める。（総務対策班）

<第2節 初動期>

2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

町は、準備期に引き続き、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を確認する。（保健福祉対策班）

<第3節 対応期>

3-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

町は、初動期に引き続き、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を確認する。（保健福祉対策班）

28 特措法第8条第2項第2号ハ

29 ワクチン接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照

30 特措法第10条

31 特措法第11条

第7章 町民の生活及び地域経済の安定の確保³²

【目標】

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、国や道と連携しながら、必要な準備を行うことを勧奨する。

事業者や町民生活・社会経済活動への影響に対しては、国が講ずる支援策を踏まえ、地域の実情などにも留意しながら適切な支援を検討する。

<第1節 準備期（平時）>

1-1. 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。 (保健福祉対策班)

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。 (総務対策班)

1-3. 物資及び資材の備蓄³³

① 町は、行動計画に基づき、備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する³⁴。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる³⁵。 (総務対策班)

② 町は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。 (経済環境対策班)

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援³⁶（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、道と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

(住民対策班)

1-5. 火葬体制の構築

町は、地域における火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。(保健福祉対策班・住民対策班)

32 特措法第8条第2項第2号ハ

33 ワクチン接種資器材等や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照

34 特措法第10条

35 特措法第11条

36 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドラインを参照

<第2節 初動期>

2-1. 事業継続に向けた準備等の要請

道は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。また、事業者に対し、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。

町は、事業者は町民への周知など、必要な協力を行う。 (経済環境対策班)

2-2. 生活関連物資等の安定供給に関する住民等及び事業者への呼び掛け

道は、道民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の道民生活との関連性が高い物資又は社会経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。町は、事業者は町民への周知など、必要な協力を行う。 (経済環境対策班)

2-3. 遺体の火葬・安置

町は、道を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

(住民対策班、経済環境対策班)

<第3節 対応期>

3-1. 町民の生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

町は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防※、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。 (保健福祉対策班)

※ 加齢の伴う心身の機能低下を食い止め、健康寿命を延ばすための取り組み。

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要な生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。 (住民対策班)

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

町は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限³⁷やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、こどもの学びの保障や基本的な生活習慣の維持、こどもの居場所の確保や保護者等への丁寧な説明等の必要な支援を行う。

(教育対策班)

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等（以下、経済環境対策班）

- ① 町は、国及び道と連携し、生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格高騰や買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 町は、国及び道と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 町は、国及び道と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④ 町は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態において、町民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は住民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがある場合は、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の既定に基づく措置その他適切な措置を講ずる³⁸。

3-1-5. 埋葬・火葬の特例等（以下、住民対策班）

- ① 町は、道を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ② 町は、道を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ③ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合、町は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、道から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

町は、道と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び生活への影響を緩和し、町民の生活及び地域経済の安定を図るため、国が講ずる支援策を踏まえ、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、地域の実情や公平性にも留意し、効果的に講ずる³⁹。

（経済環境対策班）

3-2-2. 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。
（住民対策班）

38 特措法第59条

39 特措法第63条の2第1項

40 特措法第52条

3-3. 町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

町は、道と連携し、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた町民生活及び社会経済活動への影響に対し、国が講ずる支援策を踏まえ、生活基盤が脆弱な者が特に大きな影響を受けることや地域の実情などにも留意しながら、適切な支援を検討する。

(全部局)